

# PCB混入が大きな事業リスクに！エバークリーンの最速分析にお任せ下さい！！

## ～PCB汚染廃棄物の概要と新たな課題～

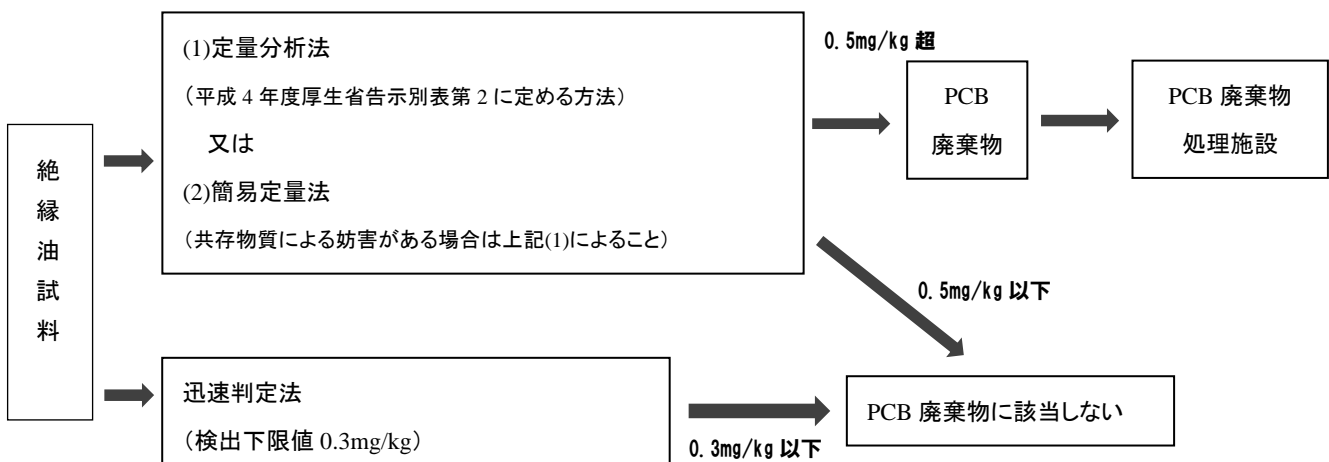
PCB(ポリ塩化ビフェニル)が社会問題となったのは、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件でした。生体への影響や大きな環境汚染が発覚し、昭和 49 年度までに製造・輸入、開放系用途での使用、新規使用が禁止されました。当時、PCBはトランスやコンデンサ、安定器など絶縁油、熱交換器等の熱媒体、感圧複写紙等に使用されており、トランスやコンデンサ、安定器等が長期間使用可能なことから、高濃度PCBを含有する機器について、製造業者各社がホームページで情報公開し、適切な保管・届出が義務付けられています。また、高濃度PCB含有廃棄物の処理施設は国が定める機関でのみ処分可能であり、処分完了に多くの時間を要しております。

そのように処理が進むなかで、平成 14 年にPCBを使用していないはずの電気機器やOFケーブル中の絶縁油に、微量のPCBが混入していたことが判明しました。これらの微量PCB汚染廃電気機器等は、電気機器が160万台、OFケーブルが1,400kmと推定されており、全国各地に点在しているのが実情です。この原因不明の微量PCBを含む電気機器等を低濃度PCB廃棄物と位置づけ、法整備を行い適正処理することが新たに義務付けられました。

しかしながら、この非意図的な混入による低濃度PCB廃棄物の発覚は、産業界に新たな課題を生み出しました。それは、低濃度PCB廃棄物であるかどうかの判断がなされないまま、通常の産業廃棄物や有価物として処理されてしまうことで、結果として環境汚染や法令違反に至るリスクが発生していることです。PCBは、ほとんど無色透明で甘いような特有の臭気がありますが、非意図的に混入された低濃度PCBの場合、臭気もなく混入しているかどうかの判別は、法令の定めに従った正確な分析を行う以外にありません。

その為、低濃度PCB廃棄物が非意図的に混ざってしまった通常の廃油が廃油回収業者へ、抜油後のトランス機器本体や汚染ケーブル、PCBが付着したウエスなどが廃棄物処理業者へ、それぞれ正しい情報が把握されないままに引き渡されてしまっています。また、引き取りを受けた廃棄物処理業者が分析装置を持っていないことで、PCB汚染が発覚することが無いままに処理施設に受け入れられ、PCB汚染が拡大してしまっているケースさえあることが分かってきました。

基準値以上のPCB濃度が処理施設や処理後物(リサイクル製品も含まれます)から検出されると、その事業者の事業は停止を余儀なくされ、汚染箇所(タンク及び配管等)の洗浄、汚染物の適正処理、汚染原因の特定が必要となり、膨大な費用と時間がかかるだけでなく、大きな社会問題を引き起こす懸念があります。当社では業界最速である最短3時間での分析結果報告を可能とする自社分析体制を構築し、PCB分析を行っております。



廃電気機器等に封入された絶縁油中の微量 PCB 測定法活用の考え方

(環境省 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第3版)より)

